

佐野市ふるさと納税推進事業協力事業者募集実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度による佐野市（以下「本市」という。）への寄附の推進を図るとともに、地域産品等の販売及び本市の魅力のPRを促進して地域振興に繋げるため、寄附者への返礼品として贈呈する商品及びサービス並びにこれらを発送することに協力する事業者（以下「協力事業者」という。）の募集に当たり必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者は、次に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。ただし、本市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できないものとする。

- (1) 市内に事業所のある企業又は個人事業者であること。
- (2) 法令等に沿った生産及び製造、販売を行っていること。
- (3) 申込み時に市税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員等でない者であること。
- (5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、本市との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

(返礼品の要件)

第3条 返礼品は、本市の地域産品等から次に掲げる要件のいずれも満たしているものとする。

- (1) 佐野ブランド認証品または本市のPRにつながる商品であることとし、市内で生産、製造、加工されている商品、または市内で提供される体験等のサービスであることを原則とする。
- (2) 通年で安定供給が見込めること。ただし、期間限及び数量限定で供給可能なものも取り扱うものとする。
- (3) 飲食物の場合は、出荷後5日程度の賞味期限が保証されるものであること。
- (4) 体験等のサービスの場合は、協力事業者がサービスを提供するための券等を発行できるものであること。

(登録の申込等)

第4条 返礼品協力事業者の登録を希望する事業者は、佐野市ふるさと納税推進事業協力事業者登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(協力事業者の登録方法)

第5条 協力事業者の登録は、市長が設置する選考委員会において申込内容や企業活動等を総合的に判断し登録する。その結果については申込者に書面により通知する。

(留意事項)

第6条 協力事業者は、登録した商品等を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ市へ報告するものとする。

2 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については市へ報告するものとする。また、品質等による補償やクレーム対応については、市は一切責任を負わないものとする。

3 協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、佐野市個人情報の保護に関する条例及び関係法令を遵守すること。

4 市は、登録された協力事業者が本要領に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月14日から実施する。

様式第1号（第4条関係）

佐野市ふるさと納税推進事業協力事業者登録申込書

年 月 日

佐野市長 様

（申込者）所在地 _____

（法人及び団体は主たる事務所の所在地）

名 称 _____ ㊞

（法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名）

佐野市ふるさと納税推進事業協力事業者募集実施要領第4条に基づき届け出ます。

| | | |
|---|---------|--------------------------|
| 連絡先 | 担当者 | |
| | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |
| 佐野市ふるさと納税推進事業返礼品での活用について | | |
| 以下の条件を了承します。（ご了承いただける場合は右の欄にチェックを記入してください。） | | <input type="checkbox"/> |
| (1) 申込者において梱包し発送する状態にできること。 | | |
| (2) 別途、市の委託する業者との調整を行うこと。 | | |
| ※商品又はサービスによっては、返礼品として扱えない場合があります。 | | |

登録希望商品記入欄

| 品目名 | |
|---|--|
| 内容（産地/加工場所） 提供サービスの内容（概要） ※必要な場合はパンフレット等を添付 | |
| その他、地産品としてのPR | |

※登録希望商品欄が不足する場合は欄を追加して記入してください。